

■知らずに運動員買収をしないための基礎知識

突然ですが、あなたは“選挙運動員・選挙事務員・労務者の違い”が分かりますか？

この違いを理解していない多くの新人候補者などが、「知らずのうちに“選挙買収”という最も不名誉な罪を犯し続けてしまう」という事実は、あまり知られていません。

「買収をする人なんて悪意があってやっている。自分はそんなことする気もお金もないからそもそも関係ない…」そう思う人ほど注意してください。

一般的には“買収は悪の意図を持ってやる人の当然の罪”という認識ですが、実際には「えっ！うちのスタッフがやったあの行為が買収となってしまうの？知らなかった…」と言いながら、買収という罪を犯してしまう新人若手候補者が後を絶ちません。

運動員買収は、選挙において非常に厳しく取り締まられる行為です。

候補者本人のみならずあなたの陣営のスタッフが犯してしまっても適用される上に、買収に関しては「知らないで済めば警察は知らない」という世界。「この行為が買収と知らなくてやってしまった」と言っても問答無用、あなたに買収の罪は成立してしまいます。

そう、知らずのうちにした、心遣いや感謝の気持ちの行為がたまたま“選挙法で定める買収”の形に見えてしまったら、買収は成立します。あなたは“当選無効”となるばかりか、この選挙区において“5年間の立候補禁止”という致命傷を受け選挙結果も水の泡となります。

ということで、法律を知らなくても買収を犯さないために重要な“選挙運動員・選挙事務員・労務者の違い”の話をさせていただきます。（ここからはちょっと法律言葉がでますがご容赦ください）

選挙のスタッフは、有償スタッフ、ボランティアなど色々な言い方がありますが、法律上、選挙に携わる人は以下の3種類に分類されます。

この中で報酬を支払うことができる人（有償スタッフ）/できない人（無償スタッフ）について解説します。

- ・有償スタッフ：選挙運動事務員、労務者、一部の選挙運動員（車上運動員、手話通訳者）
- ・無償スタッフ：選挙運動員（一部除く）

【有償スタッフ：報酬を支払うことができる人】

1) 選挙運動事務員 とは

「選挙事務所内」で事務作業に従事する人たちです。

選挙運動員との違いがわかりにくいのですが、判別基準として「決定権がない」「責任者の事務的なサポートをする人」と考えでいただければと思います。

選挙運動事務員には、事前に届出をすれば報酬を支払うことができます。

2) 労務者 とは

単純労務を行う人たちのことです。

単純労務とは、お茶くみや電話の取り次ぎ、ビラやポスターへの証紙貼り、選挙運動用はがきの宛名書き、個人演説会や街頭演説の設営・撤去作業、公営掲示板へのポスター貼りや、掲示場所まで自動車を使用し運転した人などがこれに当たります。

労務者には、事前の届出なく報酬を支給することができます。

また、労務者としてなら未成年者を雇用することも可能です。

※念のため地元の選管に労務者の内容を確認し、収支報告への記載についても言質をとっておくことをオススメします

【無償スタッフ（ボランティア）：報酬を支払うことはできない人】

3) 選挙運動員 とは

「〇〇へ一票お願いします」と、直接有権者に支持を訴える人はもちろん、選挙事務所の幹部（選対本部長・事務局長など役員レベル）や各部署の責任者レベルもこれに当たります。また、政治家等の応援弁士も選挙運動員と見なされます。

選挙運動員には原則として、報酬を支払うことはできません。

例外として

- ・車上運動員（うぐいす嬢やカラス）
- ・手話通訳者

には、事前に届出をすれば報酬を支払うことができます。

【注意点】

※未成年・外国人の選挙運動について

未成年者の選挙運動は、候補者の親族を含め、禁止されています。また、外国籍の人の選挙運動は、「出入国管理及び難民認定法」に基づく在留許可条件に違反すると見なされ国

外退去処分の対象とされる場合があります。

■運動員買収について

よくある選挙違反の一つに「運動員買収」があります。これは、3) 選挙運動員にあたる人たちに報酬を支払ったと判断された場合。要するに運動員買収とは“無償スタッフ（ボランティア）に報酬を支払ってしまった場合”が多く該当します。

その最たる例が、「投票依頼の電話をかけた人」にお金を払ったケースです。

（人材派遣業者に代金を支払って、電話かけ要員を派遣してもらうケースも運動員買収に当たりますので、絶対にやってはいけません）

また1) 選挙運動事務員と3) 選挙運動員の区別を間違えて違反になるケースもあります。例えばポスター貼りについては、単純にポスターを貼る作業だけなら労務者ですが、貼りにいった先で出会った人に「〇〇候補をよろしくお願いします」と働きかけたり、ビラを配ったりすると、選挙運動員とみなされる可能性が高いです。

その場合、報酬を支払うと「運動員買収」となってしまう、出納責任者が逮捕されて連座制が適用され、当選が無効となるばかりか、候補者は当該選挙区において5年間の立候補禁止となります。

また、初日にポスター貼りをしてくれた人が、二日目から電話かけや街頭での投票依頼をしてくれる場合、日当を支払うのは止めておいた方が安全です。労務者として報酬を支払う人には、原則として選挙運動はさせないようにしてください。さらに、できれば、正式に雇用契約を締結し、雇用契約書を作成する方がよいでしょう。

【運動員買収を間違えて起こさないための対応策】

一般的には以下のように線引きをします。

- ・ 選挙運動員、事務員として届け出をした人以外には報酬を支払わない
- ・ 労務者にお願いする内容は業者に丸投げ（ポスター貼りや証紙貼りなど）するか、労務者には一切選挙運動をさせない
- ・ 日当の上限、弁当料等の規制にも注意する
（規則を超えた報酬を支払ってしまえば“買収が成立した”と見なされます）

【選挙事務所におけるお弁当の提供】

立候補届出後から選挙期日の前日までは、スタッフに弁当を提供できます。外食などで運動員が飲食した費用は、現金でも弁済することができます（弁当代：1食1000円、

一日一人3食までで、1日合計が3000円を超えない範囲で認められます)。

お弁当の提供で注意しなければならないのが、数量です、一日45食、選挙を通じて315食までが決まりです。また、有償スタッフについては、弁当代や旅費は、バイト代(報酬)から天引きされてしまいますので注意が必要です。

なお、無償スタッフも、旅費や弁当代など選挙の手伝いで発生した実費については、法の範囲内でその費用を支給することができます(有償スタッフの場合はバイト代よりこれらの金額が差し引かれます)。